

関市エレベーター広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、エレベーター内における広告掲載に関して、関市広告掲載要綱（平成20年関市告示第140号。以下「要綱」という。）第4条第2項の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、「エレベーター」とは、市が所有する本庁舎（議会議棟を除く。）、武芸川事務所及び板取事務所内にあるエレベーターをいう。

(広告掲載の位置)

第3条 広告掲載の位置は、エレベーターの内側壁面広告掲示枠内とする。（別紙写真の広告スペース参照）

(広告の材質)

第4条 広告は紙ポスターとし、掲載期間終了後に剥離跡の残らないものとする。

(掲載所等)

第5条 広告掲載の場所（以下「掲載場所」という。）、規格及び枠数は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(広告掲載の申請)

第6条 要綱第9条第1項の規定による広告掲載の申請は、広告掲載の開始を希望する日の45日前までにするものとする。

(広告の募集)

第7条 広告掲載の募集は、随時行うものとする。

(広告掲載の期間)

第8条 広告掲載の期間は、月の初日から末日までの1月を単位として、連続する12月まで掲載することができる。ただし、各年3月31日を掲載終了日とする。

(掲載料金)

第9条 広告掲載の料金（以下「掲載料金」という。）は、別表第2のとおりとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

2 広告主は、要綱第11条第1項の規定による広告掲載の決定の通知（以下「広告掲載決定通知」という。）を受けたときは、広告掲載の初日までに掲載料金を納入しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第10条 広告主が複数の広告枠を希望した場合は、別表第1に規定する掲載場所ごとの枠数を超えない範囲で広告掲載を認めるものとする。

2 複数の広告主が広告掲載を希望し、別表第1に規定する掲載場所ごとの枠数

を超えるときは、希望する広告掲載の期間が長い方の広告主を優先する。ただし、希望する広告掲載の期間が同じ場合は、くじにより決定する。

3 前項による広告掲載の可否を決定したときは、要綱第11条第3項の規定により通知する。

(広告掲載の方法)

第11条 広告掲載決定通知を受けた広告主は、管財課職員の指示のもとエレベーターの内側壁面広告掲示枠に取付作業を行うものとする。ただし、取付位置の指定はできないものとする。

2 市長は、エレベーター内側壁面に取付してある広告の掲載期間が終了し剥がされた後、歯抜け状態となった残りの広告について、取付位置を変更することができる。

(費用負担等)

第12条 広告物の作成及び取付作業に係る費用は、広告主の負担とする。

2 広告掲載の期間が終了したとき又は掲載を中止したときの広告物の撤去費用、処分費用及び原状に復する費用は、広告主が負担しなければならない。

3 広告主は、広告物の取付・撤去作業等に起因して、エレベーターの内側壁面広告掲示枠に傷等を生じさせた場合は、直ちに原状に復さなければならない。

4 市長は、非常事態等のやむを得ない事由がある場合において、広告主に連絡したうえで広告の掲出を一時的に中止することができる。

第13条 広告掲載に係る行政財産目的外使用料は免除とする。

第14条 この基準に定めのない事項については、管財課と協議して決定することとする。

附 則

この基準は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年5月24日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年3月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年1月22日から施行する。

別表第1（第5条、第10条関係）

掲載場所	規 格	枠 数
北庁舎 西エレベーター①内壁	A 2 タテ (縦594mm×横420mm)	4
北庁舎 西エレベーター②内壁	A 2 タテ (縦594mm×横420mm)	3
北庁舎 東エレベーター内壁	A 2 タテ (縦594mm×横420mm)	4
武芸川事務所 エレベーター内壁	A 2 タテ (縦594mm×横420mm)	3
板取事務所 エレベーター内壁	A 2 タテ (縦594mm×横420mm)	2

別表第2（第9条関係）

掲載場所	掲載料金（1枠1月あたり）
北庁舎 西エレベーター①内壁	3,000円
北庁舎 西エレベーター②内壁	3,000円
北庁舎 東エレベーター内壁	3,000円
武芸川事務所 エレベーター内壁	1,000円
板取事務所 エレベーター内壁	1,000円